

学校法人 大阪夕陽丘学園 個人情報保護方針

学校法人 大阪夕陽丘学園では、個人情報保護やプライバシーの重要性を認識するとともに、個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守し、以下の方針で個人情報の保護に努めてまいります。

1. 個人情報の適正な取得・利用・提供について

- ① 個人情報の取扱いにあたっては、その利用目的を特定し、利用は必要な範囲内に制限します。
- ② 個人情報を取得し、または提供する場合は、その利用目的や提供範囲を明確にするとともに、適法かつ適正な方法で行ないます。

2. 個人情報の適正な管理について

情報の安全管理のために組織・体制の充実をはかり、情報の紛失・破壊・改ざん・遺漏等が起きないように努めるなど、個人情報の適正な管理を行ないます。

3. 法令遵守について

個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律、その他の関連法令を遵守いたします。

4. 個人情報に関する問い合わせ窓口

本学園が取扱う個人情報に関する問い合わせ等の窓口は次のとおりです。

- 法人事務局法人総務課 TEL06-6771-3316
- 短期大学事務局 TEL06-6771-5183
- 高等学校事務室 TEL06-6771-9510

2019年5月30日

学校法人 大阪夕陽丘学園

個人情報保護の保護と取り扱いに関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「法」という）に基づき、学校法人大阪夕陽丘学園（以下「学園」という。）が個人情報を取得、利用、保管、その他の取扱いを行うについて必要な事項を定め、個人情報の適切な保護に資することを目的とする。

2 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）における個人番号及び特定個人情報の取扱いについては、別に定める「個人番号及び特定個人情報取扱規定」による。

(定義)

第2条 この規則において「政令」とは、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）をいう。

2 この規則において「委員会規則」とは、内閣府外局の個人情報保護委員会（以下「内閣府保護委員会」という。）が定める規則をいう。

3 この規則において「コンピュータ等」とは、演算、判別、照合などの情報処理を高速で行う電子機器で、大型汎用機やパーソナル・コンピュータだけでなく、卓上計算機（電卓）や家電製品に組み込まれているマイクロ・プロセッサ等といった情報処理に必要な不可欠な記憶・演算・制御についての装置さえ備わったいわゆる電子計算機のことをいう。

4 この規則において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいい、その具体的例は、別表1による。

- (1) 当該情報により特定の個人を識別することができるもの
- (2) 当該情報自体からは特定の個人を識別することができなくても、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの
- (3) 個人識別符号が含まれるもの

5 この規則において「個人識別符号」とは、身体の一部の特徴をコンピュータ等用に変換した符号、又はカードその他の書類等に対象者ごとに異なるものとなるように記載等された公的な符号のうち、政令で定める別表2のものをいう。

6 この規則において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪による被害の事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める別表3の記述等が含まれる個人情報をいう。

7 この規則において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合体であつて、個人情報をコンピュータ等を用いて検索することができるように体系的に構成したもの、又

は個人情報を帳簿等に一定の規則で整理することにより容易に検索することができるように体系的に構成したものをいう。ただし、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものを除く。

- 8 この規則において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- 9 この規則において「保有個人データ」とは、学園が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データ（6か月以内に消去するものを除く。）をいう。
- 10 この規則において「匿名加工情報」とは、特定の個人を識別することができないよう個人情報に含まれる記述の一部を削除したり、個人識別符号の全部を削除したりして、当該個人情報を復元できないようにしたものをいう。
- 11 この規則において「教職員」とは、無期雇用、有期雇用の別にかかわらず、学園に勤務する全ての教育職員及び事務職員をいう。
- 12 この規則において「教職員等」とは、学園の役員、教職員及び学園への派遣労働者及び学園が業務を委託した者をいう。
- 13 この規則において「学生等」とは、大阪夕陽丘学園短期大学（以下「短大」という。）に在籍する学生（科目等履修生、聴講生を含む。）及び大阪夕陽丘学園高等学校（以下「高校」という。）に在籍する生徒をいう。

（教職員等の責務）

第3条 教職員等は、この規則その他学園の規則等を遵守し、個人情報を保護する責務を負う。

- 2 教職員等は、職務等により知り得た個人情報を、故意又は過失により、漏えいし、滅失し若しくはき損し、又は不当な目的に利用してはならない。なお、その地位を退いた後においても同様とする。
- 3 学園は、学生等に対して、個人情報の適正な取扱いに関する適切な指導及び啓蒙活動を行うことに努めるものとする。

（適用除外）

第4条 この規則は、短大が学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合には適用しない。

- 2 前項の場合において、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う者は、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 個人情報の取扱

（適正な取得）

第5条 学園は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（利用目的の特定と変更）

第6条 学園は、個人情報を取得するに当たっては、その利用目的をできる限り特定しなければ

ならない。

2 学園は、利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内で行い、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、本人若しくは第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、学園の権利若しくは正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
(利用目的の通知又は公表)

第7条 学園は、前条の特定した利用目的をあらかじめ公表しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、取得後速やかに、本人に通知、又は公表しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本人から直接書面（CD、録音テープ、web入力等を含む。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、事後速やかに、その利用目的を明示しなければならない。

3 前2項の規定は、前条第2項各号に定める場合については、適用しない。

(利用目的による制限)

第8条 学園は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第6条第1項の規定により特定した利用目的の達成に必要な範囲（以下「利用目的範囲」という。）を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 学園は、前項の利用目的範囲を超えて、個人情報を他の目的で利用する場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- (4) 国や地方公共団体等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

(要配慮個人情報の取得)

第9条 要配慮個人情報は、合理的な理由がない限り取得しないものとする。

2 要配慮個人情報を取得するときは、あらかじめ本人の同意を得なければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 前条第2項各号に該当する場合
- (2) 当該要配慮個人情報が、次に定める者により公開されている場合
 - ① 本人
 - ② 国の機関
 - ③ 地方公共団体
 - ④ 放送機関・新聞社・通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）
 - ⑤ 著述を業として行う者
 - ⑥ 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者
 - ⑦ 宗教団体
 - ⑧ 政治団体
 - ⑨ 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関
 - ⑩ 外国において、この号の④から⑧までに掲げる者に相当する者
- (3) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
- (4) 次に掲げる場合において、要配慮個人情報の提供を受ける場合
 - ① 学園が、利用目的範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
 - ② 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - ③ 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに次の事項が、あらかじめ、本人に通知され、又は本人が容易に知り得る状態に置かれている場合
 - ア) 共同利用する個人データの項目
 - イ) 共同利用する者の範囲
 - リ) 共同利用する者の利用目的
 - エ) 共同利用する個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

3 前項第4号の③の規定による「容易に知り得る状態」とは、事務所の窓口等への書面の掲示・備付け、ホームページへの掲載その他の継続的方法により当該本人が知ろうとすれば、時間的にも、その手段においても、簡単に知ることができる状態をいう。なお、第16条第2項、第3項及び第17条第2項並びに第25条についても同じとする。

第3章 安全管理措置

(適正な管理)

第10条 学園は、利用目的範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、

利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

- 2 学園は、取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 次に掲げる安全管理措置については、別に定める。
 - (1) 個人情報保護に関する啓発や教育を実施するための人的安全管理措置
 - (2) 情報システム設置場所への不正な立ち入り、情報システムへの損傷及び妨害から保護するための適切な設備の設置並びに執務室にあるパソコン等の盗難対策等の物理的安全管理措置
 - (3) 情報システムにおけるウイルス感染やデータ漏えい等を防止するための技術的安全管理措置
(組織体制)

第11条 学園は、個人情報の管理、監督及び取扱いに関して、次の体制をとる。

- (1) 学園管理責任者
 - (2) 部門管理責任者
 - (3) 取扱担当者
- 2 学園管理責任者は常務理事とし、学園における個人情報保護に関し総轄する。
 - 3 部門管理責任者は、各部門の所属長とし、学園管理責任者を補佐し、当該部門における個人情報保護に関し総轄する。
 - 4 取扱担当者は所属長が任命し、当該部門が取り扱うべき個人情報を取り扱う。
(学園の個人情報保護委員会)

第12条 個人情報の保護を適正に行うため、学園に個人情報保護委員会（以下「学内保護委員会」という。）を置く。

- 2 学内保護委員会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 学園管理責任者
 - (2) 部門管理責任者
 - (3) 短大教務部長
 - (4) 短大学生部長
 - (5) 高校教頭
 - (6) 短大事務長
 - (7) 高校事務長
 - (8) 法人業務課長
 - (9) 専任の教職員のうち、理事長が指名する者 2名以内
- 3 前項第9号に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。なお、この委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 学内保護委員会に委員長及び委員を補佐する副委員長を置き、委員長は、学園管理責任者

をもって充て、委員会の招集及び議事の進行を行う。なお、副委員長は部門管理責任者のうち1名とし、委員長が指名する。

- 5 委員長は、必要に応じ関係者を出席させ、意見を聴くことができる。
- 6 学内保護委員会は、次に掲げる事項について審議する。
 - (1) 個人情報の保護、取扱及び安全管理等に関する全学的な施策に関する事項
 - (2) 新たなリスクに対応するための個人情報の安全管理措置の評価、見直し及び改善に向けた取組み
 - (3) 保有個人データの開示、訂正、追加、削除、利用の停止若しくは消去の要求、利用目的の通知の請求又は苦情申立てがあった場合に、理事長から付議された事項
 - (4) その他個人情報の保護のために必要な事項
- 7 学内保護委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 8 学内保護委員会の議決は、出席委員の3分の2以上の同意をもって行い、可否同数の場合は、委員長が決する。
- 9 前2項において、第2項各号の役職を兼務する者の構成員としての要件は1とする。
- 10 学内保護委員会に関する事務は、法人業務課が行う。

(個人データの管理)

第13条 部門管理責任者は、当該部門が保有する個人データを適正に管理するため、次の事項を記録した個人データ管理台帳を作成し、所管の事務室に備え置く。

- (1) 個人情報データベース等の種類、名称
 - (2) 個人データの項目
 - (3) 設置・保存場所
 - (4) 利用目的
 - (5) 取扱担当者
 - (6) 個人データの保存期間
 - (7) その他必要な事項
- 2 取扱担当者は、個人データの取扱状況を確認するため、個人データ取扱記録簿を作成し、次の事項を記録しなければならない。
 - (1) 個人情報データベース等の利用・出力状況
 - (2) 個人データが記載又は記録された書類・媒体等の持出し状況
 - (3) 個人データ等の削除・廃棄の状況（委託した場合の消去・廃棄を証明する記録を含む。）
 - (4) 個人情報データベース等を情報システムで取り扱う場合、取扱担当者の情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）
 - 3 部門管理責任者は、定期的又は臨時に個人データの管理状況及び取扱状況を確認しなければならない。

(情報漏えいへの対応)

第14条 取扱担当者は、個人データの漏えい等が発生した場合又はそのおそれがある場合は、

直ちに部門管理責任者及び学園管理責任者に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた学園管理責任者は、速やかに理事長に報告し、次の措置を講じるとともに、別に定める「危機管理規則」等により、情報漏えい等に対処しなければならない。

- (1) 事実関係の調査及び原因の究明
- (2) 影響範囲の特定
- (3) 影響を受ける可能性のある本人への連絡
- (4) 再発防止策の検討及び実施
- (5) 文部科学省及び内閣府保護委員会等への事実関係及び再発防止策等の報告
- (6) 事実関係及び再発防止策等の公表

第4章 個人データの委託、共同利用、第三者提供

(委託)

第15条 学園は、利用目的範囲内で、個人データの取扱いの全部又は一部を外部業者等に委託する場合は、あらかじめ、本人の同意を得ていなくても、外部業者等に個人データを提供することができる。

2 前項の場合、学園は、委託した当該個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 前項の監督のため、学園は、委託先の選定に当たって、委託先の業務・管理体制、規程整備等の状況確認及び必要に応じて個人データの取扱場所での現地確認等を行い、個人データの安全管理措置が十分になされることを確認するものとする。

4 第2項の監督のため、学園は、次の事項を定めた委託契約書を委託先と締結するものとする。

- (1) 委託先における個人データを取り扱う者の明確化に関する事項
- (2) 委託先において講ずべき安全管理措置の内容
- (3) 個人データの加工（委託契約の範囲内のものを除く。）、改ざん、複写又は複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするもの等委託契約範囲内のものを除く。）の禁止
- (4) 委託先の秘密の保持に関する事項
- (5) 委託した個人データの再委託の可否及び条件等に関する事項
- (6) 委託契約終了後の個人データの返却又は委託先における破棄若しくは削除に関する事項
- (7) 委託契約内容が遵守されなかった場合の損害賠償その他の措置に関する事項
- (8) 委託先において個人データの漏えい事故等が発生した場合の報告義務及び責任に関する事項
- (9) 委託契約期間等に関する事項

5 学園は、委託契約の内容の実施状況を把握するため、委託先に対する定期的又は臨時的な監査等の実施に努めるものとする。

(共同利用)

第16条 学園は、個人データを特定の者との間で共同利用する場合において、次に掲げる事項について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く措置を講じた場合は、あらかじめ本人の同意を得ていなくても、当該特定の者に個人データを提供することができる。

- (1) 個人データを共同利用する旨
- (2) 共同利用する個人データの項目
- (3) 共同利用する者の範囲
- (4) 共同利用する者の利用目的
- (5) 共同利用する個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

2 学園は、前項の第4号に定める利用目的又は第5号に定める個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(第三者への提供)

第17条 学園は、第8条第2項各号に該当する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。ただし、次に掲げる場合は、第三者への個人データ提供に該当しないものとする。

- (1) 第15条の定めによる委託に伴って個人データを提供する場合
- (2) 前条の定めによる共同利用に伴って個人データを当該特定の者に提供する場合
- (3) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データを提供する場合

2 前項本文の規定にかかわらず、次に掲げる事項についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、内閣府保護委員会へ届け出たときは、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、提供することができる個人データは、要配慮個人情報を除いたものでなければならない。

- (1) 第三者への提供を利用目的とすること。
- (2) 第三者に提供される個人データの項目
- (3) 第三者への提供の方法
- (4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- (5) 前号の本人の求めを受け付ける方法

3 前項の内閣府保護委員会への届出は、内閣府保護委員会規則第7条第2項第1号に定める電子情報処理組織を使用するか、又は所定の届出書及びその記載事項を記録したCD-Rを提出することにより行うものとする。

4 学園は、当該提供先において、個人データの提供する目的以外での利用、他の者への再提供、複写複製、改ざん、漏えい、盗用等がなされないように、個人データの安全管理のために講ずべき措置について、提供先と契約書を締結するなど、適切な措置を講じなければならない。

(外国の第三者への提供)

第18条 学園は、次のいずれかに該当する場合に限り、個人データを外国の第三者へ提供することができる。

- (1) 外国にある第三者へ提供することについて、本人の同意を得ている場合
- (2) 学園と外国にある第三者との間で、当該第三者における個人データの取扱いについて適切かつ合理的な方法により、法の趣旨に沿った措置の実施が確保されている場合
- (3) 外国にある第三者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けている場合
- (4) 第8条第2項各号に該当する場合
(第三者への提供に係る記録の作成等)

第19条 学園は、第8条第2項各号に該当する場合又は第17条第1項各号に該当する場合を除き、個人データを第三者へ提供したとき、次の事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、既に記録されている事項と内容が同一のものであるものについては、当該事項の記録を省略することができる。

- (1) 本人の同意を得ている旨（第17条第2項の規定により個人データを提供した場合は、提供した年月日）
- (2) 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）
- (3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
- (4) 当該個人データの項目

2 前項の規定にかかわらず、学園が、本人に対する物品又はサービスの提供に関連して当該本人の個人データを第三者へ提供する場合において、当該提供に関して作成された契約書等に、前項各号の事項が記載されているときは、当該契約書等で代替可能とする。

3 第1項の記録は、個人データを第三者に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、個人データを第三者に継続的に若しくは反復して提供したとき、又はその確実な見込みがあるときは、一括して作成することができる。

4 学園は、前3項により作成した記録を、次の各号に応じて保存しなければならない。

- (1) 第2項に基づき契約書等を記録に代えた場合は、最後に個人データの提供を行った日から起算して1年間
- (2) 第3項ただし書きに基づき一括して記録を作成した場合は、最後に個人データの提供を行った日から起算して3年間
- (3) 前2号以外の場合は、当該記録を作成した日から起算して3年間
(第三者からの提供)

第20条 学園は、第三者から個人データの提供を受ける場合は、次の事項を確認し、その取得方法が適法なものであることを確認しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第8条第2項各号又は第17条第1項各号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者
 - (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- 2 学園は、前項により個人データの提供を受けた場合、その都度速やかに、次の事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、学園が、本人に対する物品又はサービスの提供に関連して第三者から個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書等に次の事項が記載されているときは、当該契約書等での代替を可能とし、また、既に記録されている事項と内容が同一のものについては、当該事項の記録を省略することができる。
- (1) 本人の同意を得ている旨（第 17 条第 2 項の規定により個人データの提供を受けた場合は個人データの提供を受けた年月日）
 - (2) 前項各号に掲げる確認事項
 - (3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
 - (4) 当該個人データの項目
 - (5) 第 17 条第 2 項の規定により個人データの提供を受けた場合は、内閣府保護委員会による公表がされている旨
- 3 前項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、すみやかに作成しなければならない。ただし、第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けたとき、又はその確実な見込みがあるときは、一括して作成することができる。
- 4 学園は、前 2 項により作成した記録を、次の各号に応じて保存しなければならない。
- (1) 第 2 項ただし書きに基づき契約書等で記録に代えた場合は、最後に個人データの提供を受けた日から起算して 1 年間
 - (2) 前項ただし書きに基づき一括して記録を作成した場合は、最後に個人データの提供を受けた日から起算して 3 年間
 - (3) 前 2 号以外の場合は、当該記録を作成した日から起算して 3 年間

第 5 章 匿名加工情報の作成等及び義務

（匿名加工情報の作成等）

第 21 条 学園は、匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないよう、次の方法により当該個人情報を加工するものとする。

- (1) 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部の削除
- (2) 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部の記述等を、復元することのできる規則性を有しない方法により、他の記述等へ置き換える。
- (3) 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除

- (4) 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を、復元することのできる規則性を有しない方法により、他の記述等へ置き換える。
 - (5) 個人情報と匿名加工情報とを連結する符号（現に学園において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）の削除
 - (6) 個人情報と匿名加工情報とを連結する符号を、復元することのできる規則性を有しない方法により、当該個人情報と当該匿名加工情報を連結することができない符号へ置き換える。
 - (7) 特異な記述等の削除
 - (8) 特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により、他の記述等へ置き換える。
 - (9) その他前各号以外の個人情報の識別及び匿名加工情報への復元が不可能と思われる方法
- 2 前項の場合において、学園は、匿名加工情報作成後、遅滞なく、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を、ホームページその他適切な方法により公表するものとする。

（匿名加工情報の第三者提供）

第22条 学園は、作成した匿名加工情報を第三者に提供するときは、あらかじめ、第三者に提供する匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示するものとする。

（識別行為の禁止）

第23条 学園は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは匿名加工情報の作成において行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

（匿名加工情報の安全管理措置等）

第24条 学園は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じ、かつ、当該措置の内容を公表するものとする。

第6章 保有個人データの開示、訂正、利用停止等

（保有個人データの本人への周知）

第25条 学園は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

- (1) 学園の名称
- (2) 全ての保有個人データの利用目的（第7条第3項第1号、第2号に該当する場合を除く。）
- (3) 保有個人データに関する、次に掲げる請求に応じる手続（請求等に係る手数料を含む。）

- ① 第 26 条に規定する通知請求
- ② 第 27 条に規定する開示請求
- ③ 第 28 条に規定する訂正等の請求
- ④ 第 29 条に規定する利用停止等の請求

(4) 保有個人データの取扱いに関する苦情や問い合わせの申出先
(利用目的の通知請求)

第 26 条 学園は、本人又はその代理人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知請求を受けたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前条第 2 号の規定により、当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかでない場合
- (2) 第 7 条第 3 項第 1 号、第 2 号に該当する場合

2 学園は、求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の請求は、第 31 条の手続により行うものとする。

(保有個人データの開示請求)

第 27 条 学園は、本人又はその代理人から、当該本人が識別される保有個人データの開示請求を受けたときは、本人に対し、書面の交付又は当該本人が同意した方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 学園の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

2 学園は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨及び決定理由を通知しなければならない。

3 学園は、当該本人の識別される保有個人データが学園内に存在しないときは、その旨を本人に通知しなければならない。以下、第 28 条、第 29 条の請求に関しても同様とする。

4 第 1 項の請求は、第 31 条の手続により行うものとする。

(保有個人データの訂正等)

第 28 条 学園は、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないことを理由に、当該本人又はその代理人から訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）の請求を受けた場合には、その訂正等に関して他の法令により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的範囲において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

2 学園は、前項の請求に係る保有個人データの内容の全部又は一部について訂正等を行った

とき、又は訂正等を行わない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨及び訂正を行ったときはその内容を通知しなければならない。

3 第1項の請求は、第31条の手続により行うものとする。

(保有個人データの利用停止等)

第29条 学園は、本人又はその代理人から、当該本人が識別される保有個人データが、次の各号のいずれかに該当するという理由で、当該保有個人データの利用の停止、消去（以下、本条において「利用停止等」という。）の請求を受けた場合は、遅滞なく、必要な調査を行わなければならない。

- (1) 第5条の規定に違反して不正の手段により取得されたものであるとき。
- (2) 第8条の規定に違反して目的外利用されているとき。
- (3) 第9条の規定に違反して要配慮個人情報取得されているとき。
- (4) 第17条又は第18条の規定に違反して第三者に提供されているとき。

2 学園は、前項の調査の結果、利用停止等に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、利用停止等を行うことに多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、当該本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。

3 学園は、前2項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について、次の各号のいずれかを行ったときは、当該本人に対し、遅滞なく、その旨及び決定理由を通知しなければならない。

- (1) 利用停止等
- (2) 利用停止等を行わない旨の決定
- (3) 第三者への提供の停止
- (4) 第三者への提供を停止しない旨の決定

4 第1項の請求は、第31条の手続により行うものとする。

(個人情報保護相談窓口)

第30条 第26条から第29条までの請求及びその他相談等に対応する窓口として、個人情報保護相談等窓口（以下「相談等窓口」という。）を法人業務課に置く。

(保有個人データについての請求等に関する手続)

第31条 第26条から第29条までの請求は、次の書類等を、学園の相談等窓口提出して行う。なお、この手続は、相談等窓口への郵送によっても行うことができる。

- (1) 「保有個人データ」の開示等請求書（別紙1～別紙4）
- (2) 本人（又は代理人）確認書類

2 本人（又は代理人）確認書類は、次のとおりとし、顔写真のあるものは1点、ないものは2点提出するものとする。

- (1) 運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書等の官公庁が発行した顔写真付

き本人確認書類の写し（うち1点）

(2) 健康保険被保険者証、年金手帳等の官公庁が発行した顔写真のない本人確認書類の写し（うち2点）

(3) 請求者が代理人の場合は、(1)又は(2)に加えて、代理権を確認するための次の書面等

① 法定代理人の場合

ア) 本人が未成年の場合は、本人の戸籍抄本又は扶養家族が記入された保険証（写）

イ) 本人が成年被後見人の場合は、後見登記等に関する法律（平成11年12月8日法律第152号）第10条に規定する登記事項証明書

② 任意代理人の場合

ウ) 委任状（別紙5）及び本人の印鑑登録証明書

3 郵送による回答を希望する場合の郵送料は、郵送時における普通郵便料金と簡易書留料金の合計額とする。

（苦情処理）

第32条 学園は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 苦情処理等の受付窓口は、第30条に定める相談等窓口とし、担当員は、当該本人から苦情の申出を受けた場合は、直ちにその旨を、当該個人情報を所管する部門管理責任者に報告する。

3 前項の報告を受けた部門管理責任者は、必要に応じて学内保護委員会に付議し意見を聴くなど、当該苦情に対し、適切に対応しなければならない。

第7章 雑則

（関係法令の適用）

第33条 この規則に定めのない事項及びこの規則の解釈適用は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他の関係法令に従う。

（改廃）

第34条 この規則の改廃は、別に定める「規則等の管理に関する規則」第6条第1項第1号の定めによる。

別表1 個人情報(第2条第4項関係)

個人情報の具体例とは、次のようなものをいう。

1. 本人の氏名
 2. 生年月日、連絡先(自宅又は職場の住所、電話番号及びメールアドレス)、職場における職位又は所属に関する情報について、それらと本人の氏名を組み合わせた情報
 3. 本人が判別できる映像情報
 4. 本人の氏名が含まれる等の理由により、特定の個人を識別できる音声録音情報
 5. 特定の個人を識別できるメールアドレス(ドメインで職場が分かるような場合等)
 6. 個人情報を取得後に、当該情報に新たな情報が付加され、生存する特定の個人を識別できることとなった情報
 7. 官報、電話帳、職員録、法定開示書類(有価証券報告書等)、新聞、ホームページ、SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)等で公にされている特定の個人を識別できる情報
- ※1 個人情報は、生存する個人に関する情報であるが、死者に関する情報であっても、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報に該当し、個人情報となる。
- ※2 個人とは、日本国民だけでなく、外国人も含めていう。
- ※3 「他の情報と容易に照合することができる」とは、通常の業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態をいい、例えば、他の事業者への照会を要する場合等であって照合が困難な状態は、一般に、容易に照合することができない状態であるといえる。

別表2 個人識別符号(第2条第5項関係)

- 1 個人識別符号とは、次のものをいう。
 - (1) 細胞から採取されたDNAを構成する塩基の配列ゲノムデータ(細胞から採取されたDNAを構成する塩基の配列を文字列で表記したもの)のうち、全核ゲノムシーケンスデータ、全エクソームシーケンスデータ、全ゲノムSNPデータ、互いに独立な40箇所以上のSNPから構成されるシーケンスデータ、9座位以上の4塩基STR等の遺伝型情報により本人を認証することができるようにしたもの
 - (2) 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状から抽出した特徴情報を、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの
 - (3) 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
 - ・虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様から、赤外光や可視光等を用い、抽出した特徴情報を、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの
 - (4) 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
 - ・音声から抽出した発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化に関する特徴情報を、話者認識システム等本人を認証することを目的とした装置やソフトウェア

- アにより、本人を認証することができるようにしたもの
- (5) 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
 - ・歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様から抽出した特徴情報を、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの
 - (6) 指紋又は掌紋
- 2 個人に提供され、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができる次に該当するもの。
- (1) 旅券番号
 - (2) 基礎年金番号
 - (3) 運転免許証番号
 - (4) 住民票コード
 - (5) 個人番号
 - (6) 国民健康保険の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
 - (7) 後期高齢者医療制度の被保険者証の番号及び保険者番号
 - (8) 介護保険の被保険者証の番号及び保険者番号
 - (9) 健康保険の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
 - (10) 高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
 - (11) 船員保険の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
 - (12) 船員保険の高齢受給者証の記号、番号及び被保険者番号
 - (13) 旅券番号(日本国政府が発行したもの以外)
 - (14) 在留カードの番号
 - (15) 私立学校教職員共済の加入者証の加入者番号
 - (16) 私立学校教職員共済の高齢受給者証の加入者番号
 - (17) 国民健康保険の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
 - (18) 国家公務員共済組合の組合員証の記号、番号及び保険者番号
 - (19) 国家公務員共済組合の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
 - (20) 国家公務員共済組合の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
 - (21) 地方公務員等共済組合の組合員証の記号、番号及び保険者番号
 - (22) 地方公務員等共済組合の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
 - (23) 地方公務員等共済組合の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
 - (24) 地方公務員等共済組合の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
 - (25) 雇用保険被保険者証の被保険者番号
 - (26) 特別永住者証明書の番号

別表3 要配慮個人情報(第2条第6項関係)

「要配慮個人情報」とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして次の1から11までの記述等が含まれる個人情報をいう。

- 1 人種
 - ・世系又は民族的若しくは種族的出身を広く意味するもので、単純な国籍や「外国人」という情報は、法的地位であり、それだけでは人種には含まない。また、肌の色は、人種を推知させる情報にすぎないため、人種には含まない。
- 2 信条
 - ・個人の基本的なものの見方、考え方を意味し、思想と信仰の双方を含むもの。
- 3 社会的身分
 - ・ある個人にその境遇として固着し、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ない

ような地位を意味し、単なる職業的地位や学歴は含まない。

4 病歴

- ・病気に罹患した経歴を意味するもので、特定の病歴を示した部分

5 犯罪の経歴

- ・前科、すなわち有罪の判決を受けこれが確定した事実

6 犯罪により害を被った事実

- ・身体的被害、精神的被害及び金銭的被害の別を問わず、犯罪の被害を受けた事実を意味する。具体的には、刑罰法令に規定される構成要件に該当し得る行為のうち、刑事事件に関する手続に着手されたものが該当

7 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があることで、次の(1)から(4)までに掲げる情報をいう。この他、当該障害があること又は過去にあったことを特定させる情報(例：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号) に基づく障害福祉サービスを受けていること又は過去に受けていたこと)も該当

(1) 「身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)別表に掲げる身体上の障害」があることを特定させる情報

- ① 医師又は身体障害者更生相談所により、別表に掲げる身体上の障害があることを診断又は判定されたこと(別表上の障害の名称や程度に関する情報を含む。)
- ② 都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長から身体障害者手帳の交付を受け並びに所持していること又は過去に所持していたこと(別表上の障害の名称や程度に関する情報を含む。)
- ③ 本人の外見上明らかに別表に掲げる身体上の障害があること。

(2) 「知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)にいう知的障害」があることを特定させる情報

- ① 医師、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センターにより、知的障害があると診断又は判定されたこと(障害の程度に関する情報を含む。)
- ② 都道府県知事又は指定都市の長から療育手帳の交付を受け並びに所持していること又は過去に所持していたこと(障害の程度に関する情報を含む。)

(3) 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)にいう精神障害(発達障害者支援法(平成 16 年法律第 167 号)第 2 条第 2 項に規定する発達障害を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害を除く。)」があることを特定させる情報

- ① 医師又は精神保健福祉センターにより精神障害や発達障害があると診断又は判定されたこと(障害の程度に関する情報を含む。)
- ② 都道府県知事又は指定都市の長から精神障害者保健福祉手帳の交付を受け並びに所持していること又は過去に所持していたこと(障害の程度に関する情報を含む。)

(4) 「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの」があることを特定させる情報・医師により、厚生労働大臣が定める特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けていると診断されたこと(疾病の名称や程度に関する情報を含む。)

8 健康診断等の結果(政令第 2 条第 2 号関係)(※)

- ・疾病の予防や早期発見を目的として行われた健康診査、健康診断、特定健康診査、健康測定、ストレスチェック、遺伝子検査(診療の過程で行われたものを除く。)等、受診者本人の健康状態が判明する検査の結果が該当

なお、身長、体重、血圧、脈拍、体温等の個人の健康に関する情報を、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係ない方法により知り得た場合は該当しない。

9 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと(政令第 2 条第 3 号関係)(※)

- ・「健康診断等の結果に基づき、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導が

行われたこと」とは、健康診断等の結果、特に健康の保持に努める必要がある者に対し、医師又は保健師が行う保健指導等の内容が該当

- ・「健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により診療が行われたこと」とは、病院、診療所、その他の医療を提供する施設において診療の過程で、患者の身体の状況、病状、治療状況等について、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者が知り得た情報全てを指し、例えば診療記録等がこれに該当する。また、病院等を受診したという事実も該当する。
- ・「健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により調剤が行われたこと」とは、病院、診療所、薬局、その他の医療を提供する施設において調剤の過程で患者の身体の状況、病状、治療状況等について、薬剤師（医師又は歯科医師が自己の処方箋により自ら調剤する場合を含む。）が知り得た情報全てを指し、調剤録、薬剤服用歴、お薬手帳に記載された情報等が該当する。また、薬局等で調剤を受けたという事実も該当する。

なお、身長、体重、血圧、脈拍、体温等の個人の健康に関する情報を、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係のない方法により知り得た場合は該当しない。

- 10 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと（犯罪の経歴を除く。）（政令第2条第4号関係）
 - ・本人を被疑者又は被告人として刑事事件に関する手続が行われたという事実が該当。他人を被疑者とする犯罪捜査のために取調べを受けた事実や、証人として尋問を受けた事実に関する情報は、本人を被疑者又は被告人としていないことから、該当しない。
- 11 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと（政令第2条第5号関係）
 - ・本人を非行少年又はその疑いのある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたという事実が該当